

環境省令第二十号

南極地域の環境の保護に関する法律（平成九年法律第六十一号）第三条第五号、第十号及び第十一号、第七条第一項第二号及び第三号並びに第十四条第一項の規定に基づき、南極地域の環境の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年八月二十四日

環境大臣 中川 雅治

南極地域の環境の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令

南極地域の環境の保護に関する法律施行規則（平成九年総理府令第五十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるものように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これ

を削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改 正 後	改 正 前
<p>(生きていない個体の持込みが禁止されない場合等)</p> <p>第二十条 (略)</p> <p>2 法第十四条第一項の環境省令で定める場合は、南極地域に持ち込む個体が家きん又は <u>Canis 属</u> (イヌ属) の種の個体以外のものである場合とする。</p> <p>別記 (第一条関係)</p> <p><u>第四十南極特別保護地区</u></p> <p>サウス・シェトランド諸島のデゼグジョン島</p> <p>この地区は、南緯 6 2 度 5 9 分 4 7 秒西経 6 0 度 3 5 分 1 9 秒の地点を起点とし、同地点から標高 1 0 メートルの等高線を南東に進み、南緯 6 2 度 5 9 分 5 0 秒西経 6 0 度 3 3 分 5 5 秒の地点に至り、同地点から東方、北から 1 7 2 度の方角に引いた直線を南進し、南緯 6 3 度 6 秒西経 6 0 度 3 3 分 5 1 秒の地点に至り、同地点から稜線を南西に進み、南緯 6 3 度 1 6 秒西経 6 0 度 3 4 分 2 7 秒の地点に至り、同地点から標高 2 3 0 メートルの等高線を北西に進み、南緯 6 3 度 6 秒</p>	<p>(生きていない個体の持込みが禁止されない場合等)</p> <p>第二十条 (略)</p> <p>2 法第十四条第一項の環境省令で定める場合は、南極地域に持ち込む個体が家きん又は <u>カニス属</u> の種の個体以外のものである場合とする。</p> <p>別記 (第一条関係)</p> <p><u>第四十南極特別保護地区</u></p> <p>サウス・シェトランド諸島のデゼグジョン島</p> <p>この地区は、南緯 6 2 度 5 9 分 4 7 秒西経 6 0 度 3 5 分 1 9 秒の地点を起点とし、同地点から標高 1 0 メートルの等高線を南東に進み、南緯 6 2 度 5 9 分 5 0 秒西経 6 0 度 3 3 分 5 5 秒の地点に至り、同地点から東方、北から 1 7 2 度の方角に引いた直線を南進し、南緯 6 3 度 6 秒西経 6 0 度 3 3 分 5 1 秒の地点に至り、同地点から稜線を南西に進み、南緯 6 3 度 1 6 秒西経 6 0 度 3 4 分 2 7 秒の地点に至り、同地点から標高 2 3 0 メートルの等高線を北西に進み、南緯 6 3 度 6 秒</p>

西経 6 0 度 3 5 分 1 5 秒の地点に至り、同地点から稜線を北西に進み、起点に至る線により囲まれた区域、南緯 6 2 度 5 8 分 5 2 秒西経 6 0 度 4 0 分 2 1 秒の地点を起点とし、同地点から東方、北から 6 8 度の方角に引いた直線を北東に進み、南緯 6 2 度 5 8 分 4 8 秒西経 6 0 度 3 9 分 5 7 秒の地点に至り、同地点から東方、北から 1 2 4 度の方角に引いた直線を南東に進み、南緯 6 2 度 5 8 分 5 0 秒西経 6 0 度 3 9 分 4 8 秒の地点に至り、同地点から西方、北から 1 6 5 度の方角に引いた直線を南西に進み、南緯 6 2 度 5 8 分 5 7 秒西経 6 0 度 3 9 分 5 2 秒の地点に至り、同地点から稜線を南東に進み、南緯 6 2 度 5 9 分 1 3 秒西経 6 0 度 3 9 分 5 2 秒の地点に至り、同地点から東方、北から 1 7 0 度の方角に引いた直線を南進し、南緯 6 2 度 5 9 分 1 9 秒西経 6 0 度 3 9 分 4 9 秒の地点に至り、同地点から西方、北から 7 8 度の方角に引いた直線を北西に進み、南緯 6 2 度 5 9 分 1 6 秒西経 6 0 度 4 0 分 1 6 秒の地点に至り、同地点から西方、北から 3 3 度の方角に引いた直線を北西に進み、南緯 6 2 度 5 9 分 5 秒西経 6 0 度 4 0 分 3 1 秒の地点に至り、同地点から稜線を北東に進み、起点に至る線により囲まれた区域、南緯 6 2 度 5 8 分 2 7 秒西経 6 0 度 4 2 分 2 8 秒の地点を起点とし、同地点から東方、北から 4 8 度の方角に引いた直線を北東に進み、南緯 6 2 度 5 8 分 2 9 秒西経 6 0 度 4 2 分 3 3 秒の地点に至り、同地点から東方、北から 1 3 0 度の方角に引いた直線を南東に進み、南緯 6 2 度 5 8 分 2 5 秒西経 6 0 度 4 2 分 5 1 秒の地

西経 6 0 度 3 5 分 1 5 秒の地点に至り、同地点から稜線を北西に進み、起点に至る線により囲まれた区域、南緯 6 2 度 5 8 分 5 2 秒西経 6 0 度 4 0 分 2 1 秒の地点を起点とし、同地点から東方、北から 6 8 度の方角に引いた直線を北東に進み、南緯 6 2 度 5 8 分 4 8 秒西経 6 0 度 3 9 分 5 7 秒の地点に至り、同地点から東方、北から 1 2 4 度の方角に引いた直線を南東に進み、南緯 6 2 度 5 8 分 5 0 秒西経 6 0 度 3 9 分 4 8 秒の地点に至り、同地点から西方、北から 1 6 5 度の方角に引いた直線を南西に進み、南緯 6 2 度 5 8 分 5 7 秒西経 6 0 度 3 9 分 5 2 秒の地点に至り、同地点から稜線を南東に進み、南緯 6 2 度 5 9 分 1 3 秒西経 6 0 度 3 9 分 5 2 秒の地点に至り、同地点から東方、北から 1 7 0 度の方角に引いた直線を南進し、南緯 6 2 度 5 9 分 1 9 秒西経 6 0 度 3 9 分 4 9 秒の地点に至り、同地点から西方、北から 7 8 度の方角に引いた直線を北西に進み、南緯 6 2 度 5 9 分 1 6 秒西経 6 0 度 4 0 分 1 6 秒の地点に至り、同地点から西方、北から 3 3 度の方角に引いた直線を北西に進み、南緯 6 2 度 5 9 分 5 秒西経 6 0 度 4 0 分 3 1 秒の地点に至り、同地点から稜線を北東に進み、起点に至る線により囲まれた区域、南緯 6 2 度 5 8 分 2 7 秒西経 6 0 度 4 2 分 2 8 秒の地点を起点とし、同地点から東方、北から 4 8 度の方角に引いた直線を北東に進み、南緯 6 2 度 5 8 分 2 9 秒西経 6 0 度 4 2 分 3 3 秒の地点に至り、同地点から東方、北から 1 3 0 度の方角に引いた直線を南東に進み、南緯 6 2 度 5 8 分 2 5 秒西経 6 0 度 4 2 分 5 1 秒の地

点に至り、同地点から西方、北から119度の方角に引いた直線を南西に進み、南緯62度58分33秒西経60度42分12秒の地点に至り、同地点から西方、北から42度の方角に引いた直線を北西に進み、起点に至る線により囲まれた区域、南緯62度57分42秒西経60度43分5秒の地点を起点とし、同地点から標高10メートルの等高線を南進し、南緯62度58分4秒西経60度42分42秒の地点に至り、同地点から稜線を北東に進み、南緯60度43分8秒の地点に至り、同地点から稜線を北に進み、南緯62度57分43秒西経60度43分13秒の地点に至り、同地点から南緯62度57分43秒の緯度線を東進し、起点に至る線により囲まれた区域、南緯62度57分53秒の緯度線、西経60度44分3秒の経度線、南緯62度57分55秒の緯度線及び西経60度44分12秒の経度線により囲まれた区域、南緯62度55分22秒西経60度40分17秒の地点を起点とし、同地点からエストレアドラコープの海岸線を南進し、南緯62度55分13秒西経60度39分46秒の地点に至り、同地点からテレフオン湾の海岸線を南西に進み、南緯62度55分46秒西経60度40分52秒の地点に至り、同地点からスタンコームコープの海岸線を北進し、南緯62度55分30秒西経60度41分13秒の地点に至り、同地点から標高10メートルの等高線を北東に進み、起点に至る線により囲まれた区域、南緯62度56分10秒西経60度35分15秒の地点を起点とし、同地点から

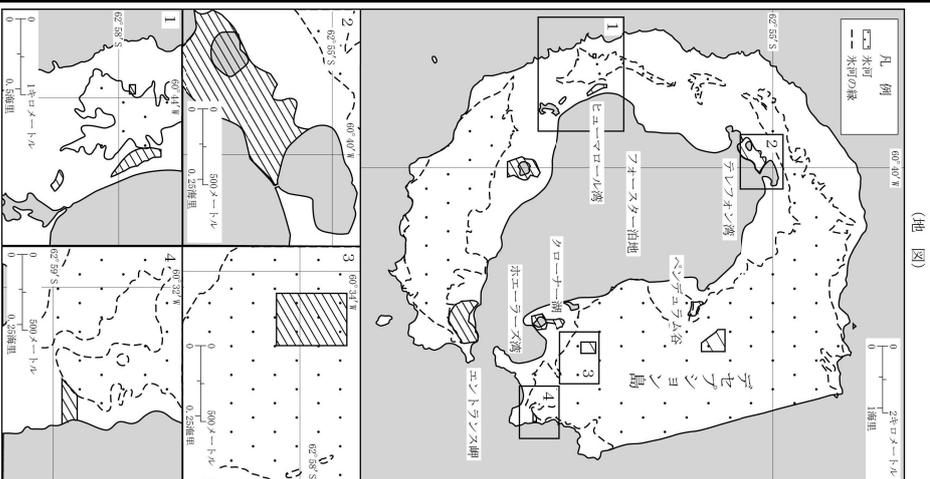
点に至り、同地点から西方、北から119度の方角に引いた直線を南西に進み、南緯62度58分33秒西経60度42分12秒の地点に至り、同地点から西方、北から42度の方角に引いた直線を北西に進み、起点に至る線により囲まれた区域、南緯62度57分42秒西経60度43分5秒の地点を起点とし、同地点から標高10メートルの等高線を南進し、南緯62度58分4秒西経60度42分42秒の地点に至り、同地点から稜線を北東に進み、南緯60度43分8秒の地点に至り、同地点から稜線を北に進み、南緯62度57分43秒西経60度43分13秒の地点に至り、同地点から南緯62度57分43秒の緯度線を東進し、起点に至る線により囲まれた区域、南緯62度57分53秒の緯度線、西経60度44分3秒の経度線、南緯62度57分55秒の緯度線及び西経60度44分12秒の経度線により囲まれた区域、南緯62度55分22秒西経60度40分17秒の地点を起点とし、同地点からエストレアドラコープの海岸線を南進し、南緯62度55分13秒西経60度39分46秒の地点に至り、同地点からテレフオン湾の海岸線を南西に進み、南緯62度55分46秒西経60度40分52秒の地点に至り、同地点からスタンコームコープの海岸線を北進し、南緯62度55分30秒西経60度41分13秒の地点に至り、同地点から標高10メートルの等高線を北東に進み、起点に至る線により囲まれた区域、南緯62度56分10秒西経60度35分15秒の地点を起点とし、同地点から

氷河の縁を南東に進み、南緯 6 2 度 5 6 分 2 0 秒西経 6 0 度 3 4 分 4 1 秒の地点に至り、同地点から標高 4 0 メートルの等高線を南進し、南緯 6 2 度 5 6 分 2 8 秒西経 6 0 度 3 4 分 4 4 秒の地点に至り、同地点から氷河の縁を西進し、南緯 6 2 度 5 6 分 2 1 秒西経 6 0 度 3 5 分 1 6 秒の地点に至り、同地点から標高 1 0 メートルの等高線を北進し、起点に至る線により囲まれた区域、南緯 6 2 度 5 5 分 5 1 秒西経 6 0 度 3 3 分 3 0 秒の地点を起点とし、同地点から西経 6 0 度 3 3 分 3 0 秒の経度線を南進し、南緯 6 2 度 5 6 分 1 2 秒西経 6 0 度 3 3 分 3 0 秒の地点に至り、同地点から南緯 6 2 度 5 6 分 1 2 秒の緯度線を西進し、南緯 6 2 度 5 6 分 1 2 秒西経 6 0 度 3 3 分 4 8 秒の地点に至り、同地点から西方、北から 3 1 度の方角に引いた直線を北西に進み、南緯 6 2 度 5 5 分 5 7 秒西経 6 0 度 3 4 分 4 2 秒の地点に至り、同地点から西経 6 0 度 3 4 分 4 2 秒の経度線を北進し、南緯 6 2 度 5 5 分 5 1 秒西経 6 0 度 3 4 分 4 2 秒の地点に至り、同地点から南緯 6 2 度 5 5 分 5 1 秒の緯度線を東進し、起点に至る線により囲まれた区域、南緯 6 2 度 5 7 分 5 0 秒の緯度線、西経 6 0 度 3 3 分 2 5 秒の経度線、南緯 6 2 度 5 8 分 5 秒の緯度線及び西経 6 0 度 3 3 分 5 0 秒の経度線により囲まれた区域、ホエーラーズ湾に面した海岸にある地点（南緯 6 2 度 5 8 分 5 7 秒西経 6 0 度 3 4 分 3 1 秒）を起点とし、同地点から西方、北から 8 4 度の方角に引いた直線を西進し、南緯 6 2 度 5 8 分 5 8 秒西経 6 0 度 3 4 分 4 6 秒の地点に至り、同地点から西方、

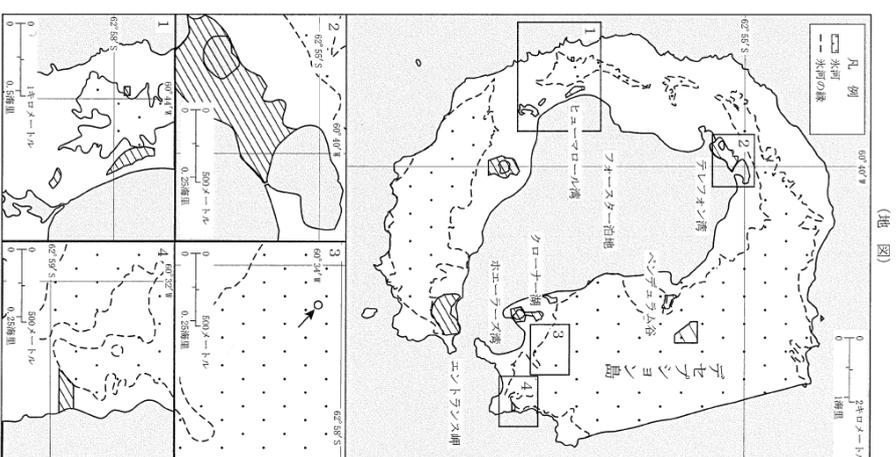
氷河の縁を南東に進み、南緯 6 2 度 5 6 分 2 0 秒西経 6 0 度 3 4 分 4 1 秒の地点に至り、同地点から標高 4 0 メートルの等高線を南進し、南緯 6 2 度 5 6 分 2 8 秒西経 6 0 度 3 4 分 4 4 秒の地点に至り、同地点から氷河の縁を西進し、南緯 6 2 度 5 6 分 2 1 秒西経 6 0 度 3 5 分 1 6 秒の地点に至り、同地点から標高 1 0 メートルの等高線を北進し、起点に至る線により囲まれた区域、南緯 6 2 度 5 5 分 5 1 秒西経 6 0 度 3 3 分 3 0 秒の地点を起点とし、同地点から西経 6 0 度 3 3 分 3 0 秒の経度線を南進し、南緯 6 2 度 5 6 分 1 2 秒西経 6 0 度 3 3 分 3 0 秒の地点に至り、同地点から南緯 6 2 度 5 6 分 1 2 秒の緯度線を西進し、南緯 6 2 度 5 6 分 1 2 秒西経 6 0 度 3 3 分 4 8 秒の地点に至り、同地点から西方、北から 3 1 度の方角に引いた直線を北西に進み、南緯 6 2 度 5 5 分 5 7 秒西経 6 0 度 3 4 分 4 2 秒の地点に至り、同地点から西経 6 0 度 3 4 分 4 2 秒の経度線を北進し、南緯 6 2 度 5 5 分 5 1 秒西経 6 0 度 3 4 分 4 2 秒の地点に至り、同地点から南緯 6 2 度 5 5 分 5 1 秒の緯度線を東進し、起点に至る線により囲まれた区域、南緯 6 2 度 5 8 分 2 秒西経 6 0 度 3 3 分 3 9 秒の地点から 2 7 メートル以内の区域、ホエーラーズ湾に面した海岸にある地点（南緯 6 2 度 5 8 分 5 7 秒西経 6 0 度 3 4 分 3 1 秒）を起点とし、同地点から西方、北から 8 4 度の方角に引いた直線を西進し、南緯 6 2 度 5 8 分 5 8 秒西経 6 0 度 3 4 分 4 6 秒の地点に至り、同地点から西方、北から 1 3 度の方角に引いた直線を北西に進み、南緯 6 2 度 5 8 分 4 8 秒西経

北から13度の方角に引いた直線を北西に進み、南緯62度58分48秒西経60度34分51秒の地点に至り、同地点から東方、北から53度の方角に引いた直線を北東に進み、南緯62度58分43秒西経60度34分39秒の地点に至り、同地点から西経60度34分39秒の経度線を北進し、南緯62度58分34秒西経60度34分39秒の地点に至り、同地点から標高10メートルの等高線を北西に進み、南緯62度58分32秒西経60度34分19秒の地点に至り、同地点から西方、北から117度の方角に引いた直線を南西に進み、南緯62度58分35秒西経60度34分30秒の地点に至り、同地点から西方、北から171度の方角に引いた直線を南進し、南緯62度58分43秒西経60度34分33秒の地点に至り、同地点から東方、北から104度の方角に引いた直線を南東に進み、南緯62度58分44秒西経60度34分21秒の地点に至り、同地点から東方、北から167度の方角に引いた直線を南東に進み、南緯62度58分8分44秒西経60度34分21秒の地点に至り、同地点から東方、北から167度の方角に引いた直線を南東に進み、南緯62度58分53秒西経60度34分17秒の地点に至り、同地点から西方、北から122度の方角に引いた直線を南西に進み、起点に至る線により囲まれた区域並びに南緯62度58分54秒西経60度31分12秒の地点を起点とし、同地点から南緯62度58分54秒の緯度線を東進し、南緯62度58分54秒西経60度31分の地点に至り、同地点から海岸線を南進し、南緯62度58分57秒西経60度30分58秒の地点に至り、同地点から南緯62度58分57秒の緯度線を西進	60度34分51秒の地点に至り、同地点から東方、北から53度の方角に引いた直線を北東に進み、南緯62度58分43秒西経60度34分39秒の地点に至り、同地点から西経60度34分39秒の経度線を北進し、南緯62度58分34秒西経60度34分39秒の地点に至り、同地点から標高10メートルの等高線を北西に進み、南緯62度58分32秒西経60度34分19秒の地点に至り、同地点から西方、北から117度の方角に引いた直線を南西に進み、南緯62度58分35秒西経60度34分30秒の地点に至り、同地点から西方、北から171度の方角に引いた直線を南進し、南緯62度58分43秒西経60度34分33秒の地点に至り、同地点から東方、北から104度の方角に引いた直線を南東に進み、南緯62度58分44秒西経60度34分21秒の地点に至り、同地点から東方、北から167度の方角に引いた直線を南東に進み、南緯62度58分53秒西経60度34分17秒の地点に至り、同地点から西方、北から122度の方角に引いた直線を南西に進み、起点に至る線により囲まれた区域並びに南緯62度58分54秒西経60度31分12秒の地点を起点とし、同地点から南緯62度58分54秒の緯度線を東進し、南緯62度58分54秒西経60度31分の地点に至り、同地点から海岸線を南進し、南緯62度58分57秒西経60度30分58秒の地点に至り、同地点から南緯62度58分57秒の緯度線を西進し、南緯62度58分57秒西経60度31分19秒の地点に至り、同地点か
---	---

し、南緯 6 2 度 5 8 分 5 7 秒西経 6 0 度 3 1 分 1 9 秒の地点に至り、同地点から氷河の縁を北東に進み、起点に至る線により囲まれた区域（次の地図の斜線部分）から成る。



ら氷河の縁を北東に進み、起点に至る線により囲まれた区域（次の地図の斜線部分）から成る。



別表第二 南極哺乳類（第六条関係）

科名	種名
(一) 食肉目	
あしか科	<i>Arctocephalus gazella</i> (ナンキョクオットセイ) <i>Arctocephalus tropicalis</i> (アナンキョクオットセイ)
あびらし 科	<i>Hydrurga leptonyx</i> (ヒョウアザラシ) <i>Leptonychotes weddelli</i> (ウエッデルアザラシ) <i>Lobodon carcinophagus</i> (カニクイアザラシ) <i>Mirounga leonina</i> (ミンミンアザラシ) <i>Ommatophoca rossi</i> (ロスアザラシ)
(二) くじら目	
せみくじ ら科	<i>Eubalaena australis</i> (ミナミセミクジラ)

別表第二 南極哺乳類（第六条関係）

科名	種名
(一) くじら目	
せみくじ ら科	<i>エウバラエナ</i> ・ <i>アウストラリス</i> (異名 <i>エウバラエナ</i> ・ <i>グラシアリス</i> 又は <i>バラエナ</i> ・ <i>グラシアリス</i> 。ミナミセミクジラ)
ながすく じら科	<i>バラエノプテラ</i> ・ <i>ムスクルス</i> (シロナガスクジラ) <i>バラエノプテラ</i> ・ <i>フィサルス</i> (ナガスクジラ) <i>バラエノプテラ</i> ・ <i>ボレアリス</i> (イワシクジラ) <i>バラエノプテラ</i> ・ <i>アクトロストラタ</i> (ミンククジラ) <i>メガプテラ</i> ・ <i>ノヴァエアングリエア</i> (ザトウクジラ)
まっこう くじら科	<i>フィセテル</i> ・ <i>マクロケファルス</i> (異名 <i>フィセテル</i> ・ <i>カトドン</i> 。マッコウクジラ)
あかぼつ くじら科	<i>ベラルディウス</i> ・ <i>アルヌクスイイ</i> (ミナミツチクジラ) (<i>メソプロドン</i> ・ <i>グライイ</i> (ミナミオオギハクジラ) <i>ヒュペロドン</i> ・ <i>プラニフロンス</i> (ミナミトックリクジラ))

ながすく じら科	<i>Balaenoptera acutorostrata</i> (ミンククジラ) <i>Balaenoptera borealis</i> (イワシクジラ) <i>Balaenoptera musculus</i> (シロナガスクジラ) <i>Balaenoptera physalus</i> (ナガスクジラ) <i>Megaptera novaeangliae</i> (ザトウクジラ)
まいるか 科	<i>Globicephala melas</i> (ヒレナガゴンドウ) <i>Lagenorhynchus cruciger</i> (ダンダラカマイルカ) <i>Orcinus orca</i> (シャチ)
まっごう くじら科	<i>Physeter macrocephalus</i> (syn. <i>Physeter catodon</i>) (マッコウクジラ)
あかほう くじら科	<i>Berardius arnuxi</i> (ミナミツチクジラ) <i>Hyperoodon planifrons</i> (ミナトツククジラ) <i>Mesoplodon grayi</i> (ミナミオオギハクジラ)

まいるか 科	オルキヌス・オルカ(シャチ) グロビケファラ・メラス(ヒレナガゴンドウ) ラゲノリユンクス・クルキゲル(ダンダラカマイルカ)
(二) 食肉目	
あしか科	アルクトケファルス・ガゼルラ(ナンキョクオットセイ) アルクトケファルス・トロピカリス(アナンキョクオットセイ)
あざらし 科	レプトニュコテス・ウエデルリ(ウエッデルアザラシ) ロボドン・カルキノファゲス(カニクイアザラシ) ヒュドルルガ・レプトニュクス(ヒョウアザラシ) オンマトフォカ・ロスイ(ロスアザラシ) ミロウंगा・レオニナ(ミナミゾウアザラシ)

備考 括弧内に記載する呼称は、学名に相当する和名である。

別表第三 南極鳥類（第七条関係）

科名	種名
(一) ちどり目	
さやはし ちどり科	<i>Chionis alba</i> (サヤハシチドリ)
かもめ科	<i>Larus dominicanus</i> (ミナミオオセグロカモメ) <i>Sterna paradisaea</i> (キョクアジサシ) <i>Sterna vitata</i> (ナンキョクアジサシ)

備考

- 一 異名とは種の名称以外の呼称で、分類学上一部で使用されているものをいう。
- 二 括弧内に記載する異名以外の呼称は、和名である。

別表第三 南極鳥類（第七条関係）

科名	種名
(一) みずなぎどり目	
あほうど り科	ディオメデア・エクスランス(ワタリアホウドリ) ディオメデア・エボモフォラ(シロアホウドリ) ディオメデア・メラノフリス(マユグロアホウドリ) ディオメデア・クリソストマ(ハイガシラアホウドリ)
みずなぎ どり科	フォエベトリア・フスカ(ススイロアホウドリ) フォエベトリア・パルペブラタ(ハイイロアホウドリ) マクロネクテス・ギガンテウス(オオフルマカモメ) マクロネクテス・ハルリ(キタオオフルマカモメ) フルマルス・グラキアロイデス(ギンフルマカモメ)

<p> タラソイカ・アンタルクティカ（ナンキョクフルマカ モメ） ダプティオン・カペンセ（マダラフルマカモメ） パゴドロマ・ニヴェア（ユキドリ） プテロドロマ・レソニイ（メグロシロハラミズナギド リ） プテロドロマ・ブレヴィロストリス（ケルゲレンミズ ナギドリ） プテロドロマ・モルリス（カオジロミズナギドリ） プテロドロマ・イネクスペクタタ（マダラシロハラミ ズナギドリ） ハロバエナ・カエルレア（アオミズナギドリ） パキュプティラ・デソラタ（ナンキョククジラドリ） パキュプティラ・ベルケリ（ハシボソクジラドリ） プロケルラリア・アエクイノクティアリス（ノドジロ クロミズナギドリ） プロケルラリア・キネレア（オオハイイロミズナギド リ） プフィヌス・グリセウス（ハイイロミズナギドリ） </p>

	とろぞく かもめ科 Catharacta macconnicki (ナンキョクオオトウゾクカモメ)
	Catharacta skua (オオトウゾクカモメ)
(二) ペリカン目	
う科	Phalacrocorax bransfieldensis (シエトランドキバナウ) Phalacrocorax georgianus (ジョージアキバナウ)
(三) みずなみどり目	

	うみつば め科 オケアニテス・オケアニクス(アシナガウミツバメ) オケアニテス・ネレイス(異名ガルロディア・ネレイス。ヒメアシナガウミツバメ) フレゲタ・トロピカ(クロハラウミツバメ)
	もぐりう みつばめ 科 ペレカノイデス・ゲオルギクス(ミナミモグリウミツバメ)
(二) ペンギン目	
ペンギン 科	アプテノデュテス・パタゴニクス(オウサマペンギン) アプテノデュテス・フォルステリ(コウテイペンギン) ピュゴスケリス・パプア(ジェンツーペンギン) ピュゴスケリス・アデアエ(アデリーペンギン) ピュゴスケリス・アンタルクティカ(ヒゲペンギン) エウデュプテス・クリソコメ(イワトビペンギン) エウデュプテス・クリソロフス(マカロニペンギン)

あほうびり科	<i>Diomedea chrysosoma</i> (ハイガシラアホウドリ) <i>Diomedea epomophora</i> (シロアホウドリ) <i>Diomedea exulans</i> (ワタリアホウドリ) <i>Diomedea melanophrys</i> (マユグロアホウドリ) <i>Phoebastria fusca</i> (ススイロアホウドリ) <i>Phoebastria palpebrata</i> (ハイイロアホウドリ)
うみつばめ科	<i>Fregatta tropica</i> (クロハラウミツバメ) <i>Oceanites nereis</i> (syn. <i>Garrodia nereis</i>) (ヒメアシナガウミツバメ) <i>Oceanites oceanicus</i> (アシナガウミツバメ)
もべりうみつばめ科	<i>Pelecanoides georgicus</i> (ミナミモグリウミツバメ)
みずなぎどり科	<i>Daption capense</i> (マダラフルマカモメ) <i>Fulmarus glacialis</i> (キンフルマカモメ) <i>Halobaena caerulea</i> (アオミズナギドリ) <i>Macronectes giganteus</i> (オオフルマカモメ) <i>Macronectes halli</i> (キタオオフルマカモメ) <i>Pachyptila belcheri</i> (ハシボソクジラドリ) <i>Pachyptila desolata</i> (ナンキョククジラドリ)

(三) ペリカン目	
う科	ファラクコロラクス・フランスフィエルデンシス(シエトランドキバナウ) ファラクコロラクス・ゲオルギアヌス(ジョージアキバナウ)
(四) ちどり目	
さやはしちどり科	キオニス・アルバ(サヤハシチドリ)

	<p><i>Pagodroma nivea</i> (ゴキドリ)</p> <p><i>Procellaria aequinoctialis</i> (ノドシロクロミズナギドリ)</p> <p><i>Procellaria cinerea</i> (オオハイイロミズナギドリ)</p> <p><i>Pterodroma brevirostris</i> (ケルゲレンミズナギドリ)</p> <p><i>Pterodroma inexpectata</i> (マタラシロハラミズナギドリ)</p> <p><i>Pterodroma lessonii</i> (メグロシロハラミズナギドリ)</p> <p><i>Pterodroma mollis</i> (カオシロミズナギドリ)</p> <p><i>Puffinus griseus</i> (ハイイロミズナギドリ)</p> <p><i>Thalassoica antarctica</i> (ナンキョクフルマカモメ)</p>
	(四)ペンギン目
ペンギン科	<p><i>Aptenodytes forsteri</i> (コウテイペンギン)</p> <p><i>Aptenodytes patagonicus</i> (オウサマペンギン)</p> <p><i>Eudyptes chrysocome</i> (イワトビペンギン)</p> <p><i>Eudyptes chrysolophus</i> (マカロニペンギン)</p> <p><i>Pygoscelis adeliae</i> (アデリーペンギン)</p> <p><i>Pygoscelis antarctica</i> (ゴッペンペンギン)</p> <p><i>Pygoscelis papua</i> (シエンシーペンギン)</p>

	<p>とうぞく</p> <p>かもめ科</p> <p>カタラクタ・スクア(オオトウゾクカモメ)</p> <p>カタラクタ・マコルミキ(ナンキョクオオトウゾクカモメ)</p>
かもめ科	<p>ラルス・ドミニカヌス(ミナミオオセグロカモメ)</p> <p>ステルナ・パラディサエア(キョクアジサシ)</p> <p>ステルナ・ヴィタタ(ナンキョクアジサシ)</p>

備考 括弧内に記載する呼称は、学名に相当する和名である。

別表第五 南極哺乳類等の捕獲等の区分、目的及び条件（第十一条関係）

区分	目的	条件
一 (略)	(略)	(略)
二 次に掲げる場合以外の場合における生きている生物（ウイルスを含む。）の南極地域への持込み イ・ロ (略)	一 鑑賞（植物に限る。） 二 実験	一 持ち込む生きている生物が <i>Canis</i> 属（イヌ属）又は鳥綱に属する種の個体でないこと。 二 四 (略)

備考

- 一 異名とは種の名称以外の呼称で、分類学上一部で使用されているものをいう。
- 二 括弧内に記載する異名以外の呼称は、和名である。

別表第五 南極哺乳類等の捕獲等の区分、目的及び条件（第十一条関係）

区分	目的	条件
一 (略)	(略)	(略)
二 次に掲げる場合以外の場合における生きている生物（ウイルスを含む。）の南極地域への持込み イ・ロ (略)	一 鑑賞（植物に限る。） 二 実験	一 持ち込む生きている生物が <i>Canis</i> 属（イヌ属）又は鳥綱に属する種の個体でないこと。 二 四 (略)

別表第六 南極特別保護地区ごとの要件（第十二条関係）

南極特別保護地区	要件
第一～二十三南極特別保護地区	(略)
第二十四南極特別保護地区	一・二 (略) 三 科学的調査、管理活動又は教育活動のために必要な場合を除き、航空機は当該地区内に着陸しないこと。なお、当該地区内に着陸する場合、 <i>Aprenodytes forsteri</i> (コウテイペンギン) の繁殖地から九百三十メートル以内の海氷上には着陸しないこと。
第二十五～三十一南極特別保護地区	四～十一 (略)
第三十二南極特別保護地区	一～六 (略)
七 当該地区内では、次の表の上欄に掲げる種ごとに、下欄に掲げる距離よりも近づかないこと。	

別表第六 南極特別保護地区ごとの要件（第十二条関係）

南極特別保護地区	要件
第一～二十三南極特別保護地区	(略)
第二十四南極特別保護地区	一・二 (略) 三 科学的調査、管理活動又は教育活動のために必要な場合を除き、航空機は当該地区内に着陸しないこと。なお、当該地区内に着陸する場合、 <i>Aprenodytes forsteri</i> (コウテイペンギン) の繁殖地から九百三十メートル以内の海氷上には着陸しないこと。
第二十五～三十一南極特別保護地区	四～十一 (略)
第三十二南極特別保護地区	一～六 (略)
七 当該地区内では、次の表の上欄に掲げる種ごとに、下欄に掲げる距離よりも近づかないこと。	

<p>南極特別保護地区</p> <p>第三十三～三十九</p> <p>第四十南極特別保護地区</p>	<p>南極特別保護地区</p> <p>第三十三～三十九</p>									
<p>一 (略)</p> <p>二 南緯六十二度五十七分五十秒の緯度線、西経六十度三十三分二十五秒の経度線、南緯六十二度五十八分五秒の緯度線及び西経六十度三十三分五十秒の経度線により囲まれた区域に立ち入らないこと。</p>	<p>(略)</p>	<p>八十三 (略)</p> <table border="1" data-bbox="774 481 1361 1041"> <tr> <td data-bbox="1189 481 1361 840">ペンギン目に属する種(繁殖地にいるものに限る。)</td> <td data-bbox="1189 840 1361 1041">十メートル</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1069 481 1189 840">ペンギン目に属する種(換羽中のものに限る。)</td> <td data-bbox="1069 840 1189 1041">五メートル</td> </tr> <tr> <td data-bbox="893 481 1069 840"><i>Macronectes giganteus</i> (オオフルマカモメ)</td> <td data-bbox="893 840 1069 1041">百メートル</td> </tr> <tr> <td data-bbox="774 481 893 840">南極哺乳類のうち、食肉目に属する種</td> <td data-bbox="774 840 893 1041">十メートル</td> </tr> </table>	ペンギン目に属する種(繁殖地にいるものに限る。)	十メートル	ペンギン目に属する種(換羽中のものに限る。)	五メートル	<i>Macronectes giganteus</i> (オオフルマカモメ)	百メートル	南極哺乳類のうち、食肉目に属する種	十メートル
ペンギン目に属する種(繁殖地にいるものに限る。)	十メートル									
ペンギン目に属する種(換羽中のものに限る。)	五メートル									
<i>Macronectes giganteus</i> (オオフルマカモメ)	百メートル									
南極哺乳類のうち、食肉目に属する種	十メートル									

<p>南極特別保護地区</p> <p>第三十三～三十九</p> <p>第四十南極特別保護地区</p>	<p>南極特別保護地区</p> <p>第三十三～三十九</p>									
<p>(新設)</p> <p>一 (略)</p>	<p>(略)</p>	<p>八十三 (略)</p> <table border="1" data-bbox="774 1422 1361 1982"> <tr> <td data-bbox="1189 1422 1361 1780">ペンギン目に属する種(繁殖地にいるものに限る。)</td> <td data-bbox="1189 1780 1361 1982">十メートル</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1069 1422 1189 1780">ペンギン目に属する種(換羽中のものに限る。)</td> <td data-bbox="1069 1780 1189 1982">五メートル</td> </tr> <tr> <td data-bbox="893 1422 1069 1780">マクロネクテス・ギガンテウス(オオフルマカモメ)</td> <td data-bbox="893 1780 1069 1982">百メートル</td> </tr> <tr> <td data-bbox="774 1422 893 1780">南極哺乳類のうち、食肉目に属する種</td> <td data-bbox="774 1780 893 1982">十メートル</td> </tr> </table>	ペンギン目に属する種(繁殖地にいるものに限る。)	十メートル	ペンギン目に属する種(換羽中のものに限る。)	五メートル	マクロネクテス・ギガンテウス(オオフルマカモメ)	百メートル	南極哺乳類のうち、食肉目に属する種	十メートル
ペンギン目に属する種(繁殖地にいるものに限る。)	十メートル									
ペンギン目に属する種(換羽中のものに限る。)	五メートル									
マクロネクテス・ギガンテウス(オオフルマカモメ)	百メートル									
南極哺乳類のうち、食肉目に属する種	十メートル									

<p>第四十一～五十九 南極特別保護地区</p>	<p>第六十南極特別保 護地区</p>	<p>一～九 (略)</p> <p>十 当該地区内では、次の表の上欄に掲げる種ごとに、下欄に掲げる距離よりも近づかないこと。</p>	<p>三・四 (略)</p> <p>五 船内機又は船外機付きのボートを使用しないこと。</p> <p>六～十三 (略)</p>	
			<table border="1"> <tr> <td> <p>南極鳥類のうち、ペンギン目に属する種(繁殖地にいるもの又は換羽中のものに限る。)</p> </td> <td> <p>三十メートル</p> </td> </tr> <tr> <td> <p><i>Macronectes giganteus</i> (オオフルマカモメ)</p> </td> <td> <p>百メートル(科学的調査のために必要な場合にあつては、二十メートル)</p> </td> </tr> </table>	<p>南極鳥類のうち、ペンギン目に属する種(繁殖地にいるもの又は換羽中のものに限る。)</p>
<p>南極鳥類のうち、ペンギン目に属する種(繁殖地にいるもの又は換羽中のものに限る。)</p>	<p>三十メートル</p>			
<p><i>Macronectes giganteus</i> (オオフルマカモメ)</p>	<p>百メートル(科学的調査のために必要な場合にあつては、二十メートル)</p>			

<p>第四十一～五十九 南極特別保護地区</p>	<p>第六十南極特別保 護地区</p>	<p>一～九 (略)</p> <p>十 当該地区内では、次の表の上欄に掲げる種ごとに、下欄に掲げる距離よりも近づかないこと。</p>	<p>二・三 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>四～十一 (略)</p>	
			<table border="1"> <tr> <td> <p>南極鳥類のうち、ペンギン目に属する種(繁殖地にいるもの又は換羽中のものに限る。)</p> </td> <td> <p>三十メートル</p> </td> </tr> <tr> <td> <p>マクロネクテス・ギガンテウス(オオフルマカモメ)</p> </td> <td> <p>百メートル(科学的調査のために必要な場合にあつては、二十メートル)</p> </td> </tr> </table>	<p>南極鳥類のうち、ペンギン目に属する種(繁殖地にいるもの又は換羽中のものに限る。)</p>
<p>南極鳥類のうち、ペンギン目に属する種(繁殖地にいるもの又は換羽中のものに限る。)</p>	<p>三十メートル</p>			
<p>マクロネクテス・ギガンテウス(オオフルマカモメ)</p>	<p>百メートル(科学的調査のために必要な場合にあつては、二十メートル)</p>			

<p>南極哺乳類のうち、 食肉目に属する種（幼獣又は幼獣を伴うものに限る。）</p>	<p>南極鳥類のうち、 みずなぎどり科に属する種（<i>Macroectes giganteus</i>（オオフルマカモメ）を除く。）</p>	<p><i>Catharacta macrorhynchos</i>（ナンキョクオオトウゾクカモメ）</p>	<p>南極鳥類のうち、ペンギン目に属する種（海氷上にいるものに限る。）</p>
			<p>五メートル</p>

<p>南極哺乳類のうち、 食肉目に属する種（幼獣又は幼獣を伴うものに限る。）</p>	<p>南極鳥類のうち、 みずなぎどり科に属する種（マクロネクトス・ギガンテウス（オオフルマカモメ）を除く。）</p>	<p>カタラクタ・マコルミキ（ナンキョクオオトウゾクカモメ）</p>	<p>南極鳥類のうち、ペンギン目に属する種（海氷上にいるものに限る。）</p>
			<p>五メートル</p>

第六十一～六十四 南極特別保護地区	第六十五南極特別 保護地区	第六十六南極特別 保護地区	第六十七南極特別 保護地区	<p>南極哺乳類のうち、 食肉目に属する 種（繁殖中のもの を除く。）</p>	<p>十一～十六（略）</p>
<p>（略）</p>	<p>一～十一（略）</p> <p>十二 当該地区内では廃棄物を処分しないこと。ただし、し尿の海域への排出は除く。</p> <p>十三（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>一～九（略）</p> <p>十 当該地区内では、次の表の上欄に掲げる種ごとに、下欄に掲げる距離よりも近づかないこと。</p>	<p>Macronectes giganteus（オ オフルマカモメ）</p> <p>（科学的調</p>	<p>（略）</p>

第六十一～六十四 南極特別保護地区	第六十五南極特別 保護地区	第六十六南極特別 保護地区	第六十七南極特別 保護地区	<p>南極哺乳類のうち、 食肉目に属する 種（繁殖中のもの を除く。）</p>	<p>十一～十六（略）</p>
<p>（略）</p>	<p>一～十一（略）</p> <p>（新設）</p> <p>十二（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>一～九（略）</p> <p>十 当該地区内では、次の表の上欄に掲げる種ごとに、下欄に掲げる距離よりも近づかないこと。</p>	<p>マクロネクテス・ギガンテ ウス（オオフルマカモメ）</p> <p>百メートル</p> <p>（科学的調</p>	<p>（略）</p>

十一〜十六 (略)	南極哺乳類及び南極鳥類 (繁殖中のものを除く。)	南極哺乳類及び南極鳥類 (繁殖中のものに限り、 <i>Macronectes giganteus</i> (オオフルマカモメ) 及び <i>Aptenodytes forsteri</i> (コウテイペンギン) を除く。)	南極哺乳類のうち食肉目に属する種及び南極鳥類 (繁殖中のものを除く。)
	五メートル	五メートル	五メートル
		査に必要な場合にあっては、営巣地から二十メートル)	

十一〜十六 (略)	南極哺乳類及び南極鳥類 (繁殖中のものを除く。)	南極哺乳類及び南極鳥類 (繁殖中のものに限り、マクロナクテス・ギガンテウス (オオフルマカモメ) 及び アプテノデュテス・フォルステリ (コウテイペンギン) を除く。)	南極哺乳類のうち食肉目に属する種及び南極鳥類 (繁殖中のものを除く。)
	五メートル	五メートル	五メートル
		査に必要な場合にあっては、営巣地から二十メートル)	

第六十八～七十二 南極特別保護地区	(略)
第七十三南極特別 保護地区	<p>一・二 (略)</p> <p>三 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内では車両を使用しないこと。なお、当該地区内において車両を使用する場合、雪上又は氷上に限り、<i>Aptenodytes forsteri</i> (コウテイペンギン) 又は <i>Leptonychotes weddelli</i> (ウェッデルアザラシ) の集団から百メートル以内に近づかないこと。</p> <p>四 (略)</p> <p>五 原則として、航空機は当該地区内に着陸しないこと。なお、当該地区内に着陸する場合、<i>Aptenodytes forsteri</i> (コウテイペンギン) の繁殖地又は <i>Leptonychotes weddelli</i> (ウェッデルアザラシ) の集団から九百三十メートルの範囲に着陸しないこと。</p> <p>六～十四 (略)</p>

第六十八～七十二 南極特別保護地区	(略)
第七十三南極特別 保護地区	<p>一・二 (略)</p> <p>三 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内では車両を使用しないこと。なお、当該地区内において車両を使用する場合、雪上又は氷上に限り、<i>Apelodytes forsteri</i> (コウテイペンギン) 又は <i>Leptonychotes weddelli</i> (ウェッデルアザラシ) の集団から百メートル以内に近づかないこと。</p> <p>四 (略)</p> <p>五 原則として、航空機は当該地区内に着陸しないこと。なお、当該地区内に着陸する場合、<i>Apelodytes forsteri</i> (コウテイペンギン) の繁殖地又は <i>Leptonychotes weddelli</i> (ウェッデルアザラシ) の集団から九百三十メートルの範囲に着陸しないこと。</p> <p>六～十四 (略)</p>

第七十四・七十五 南極特別保護地区	(略)	第七十四・七十五 南極特別保護地区	(略)
様式第六(第三十四条関係) (表)		様式第六(第三十四条関係) (表)	
使用期限	年 月 日 発行	使用期限	年 月 日 発効

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十九年八月三十一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行日前にされた南極地域の環境の保護に関する法律(次条において「法」という。)第六条の確認の申請であって、この省令の施行の際、環境大臣による確認をするかどうかの

処分がなされていないものについての処分については、なお従前の例による。

第三条 この省令の施行前にした法第七条の規定による確認は、同条第一項第三号の要件については

、改正後の南極地域の環境の保護に関する法律施行規則の規定に基づいてしたものとみなす。

第四条 この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。